

第6章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

(1) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

- ① 歴史的風致形成建造物の前提として別の法律または条例に基づき指定されている建造物については、その法令に基づき適性に維持・管理を行う。また、その他の建造物については、その価値に基づき適性に維持・管理を行う。
- ② 歴史的風致維持向上のために積極的な公開、活用を図るものとする。特に公開に関しては、通常外部から望見されるだけでなく、可能な範囲で内部公開を行う。
- ③ 歴史的建造物の建築様式など、その特徴を顕著に示す意匠や装置の保存または修理に努める。

(2) 個別の事項

建造物のうち将来の国指定文化財の候補となりえる県・市指定文化財建造物は、建造物の外部及び内部とも現状保存を基本とする。これらの建造物を維持・保存するための修理については、在来の工法、意匠、材料に基づく修理を原則とする。

建造物のうち国登録有形文化財、景観重要建造物、景観重要公共施設、及びその他本市の歴史的風致の形成に寄与すると認められる文化財建造物については、外観の維持・保存を基本とする。これらの外観保存を基本とする建造物では、保存・活用に必要な部分的な改修や復原、また内部についても活用のために必要な改造を行う際にも、十分な検討を行い、できる限り外観の保全を図る。

国登録記念物、及び県、市の文化財保護条例に基づく指定文化財記念物（史跡等）については、敷地内の樹木の剪定、除草など日常の管理を徹底する。また、その公開について十分配慮するものとする。

(3) 届出が不要の行為

歴史まちづくり法第 15 条第 1 項第 4 号に基づく届出不要の行為については、以下の行為とする。

- ① 文化財保護法第 57 条第 1 項の規定に基づく登録有形文化財について、第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合、及び第 132 条第 1 項の規定に基づく登録記念物（名勝地関係）について第 133 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- ② 景観法第 19 条 1 項の規定に基づく景観重要建造物について、第 22 条第 1 項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合
- ③ 茨城県文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づく県指定有形文化財について、第 18 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可の申請、及び第 19 条第 1 項の規定に基づく修理を行った場合並びに第 40 条第 1 項の規定に基づく県指定史跡について、第 47 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び第 48 条第 1 項の規定に基づく復旧の届出を行った場合
- ④ 水戸市文化財保護条例第 5 条第 1 項の規定に基づく市指定有形文化財について、第 18 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可の申請、及び第 19 条第 1 項の規定に基づく修理を行った場合並びに第 34 条第 1 項の規定に基づく市指定史跡について、第 41 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び第 42 条第 1 項の規定に基づく復旧の届出を行った場合